

校務用パソコン等機器更新リース仕様書

尾鷲市教育委員会

1. 借上物件

校務用パソコン等機器更新（詳細は別紙内訳表のとおり）

2. 提供価格

53,700,000円（消費税別）

3. 提供者

株式会社 誠文社 尾鷲営業所

4. 支払い方法

支払回数は、年2回の均等払いを基本とする。ただし、令和7年度及び令和12年度については1回払いとする。半年ごと（令和7年度及び令和12年度は除く）のリース期間完了後の精算払いとし、請求書受理後1ヶ月以内に支払うものとする。

詳細な支払日等は、リース会社決定後、当事者双方で協議する。

5. 借上期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日までとする。

リース期間満了後の取り扱いは、尾鷲市に無償譲渡すること。

6. 機器の瑕疵担保責任

設置後1年間は、正常な使用での故障に対して、すべて無償で修理または取替えを行うこと。ただし、本責任は提供者からの提供価格に含まれているものとする。

7. 納入期限

令和7年8月31日（日）までとする。

納入作業等は、提供者が行うものとする。

8. 納入場所

- ・尾鷲市教育委員会教育総務課が指定する場所
（詳細な納入場所等については、別途、指示するものとする。）

9. 入札方法

5年分の合計金額を入札書に記載すること。

10. 特記事項

動産総合保険を付加し、その経費は賃貸借料金に含めることとする。

11. 問い合わせ

尾鷲市教育委員会教育総務課 東

TEL0597-23-8291 E-mail kyouiku@city.owase.lg.jp